

清沢満之の「僧伽」観（上）

水 島 見 一

はじめに

1. 教団改革運動
- (1) 明治期の大谷派教団——近代化の中で——
- (2) 僧風刷新
- (3) 教団革新運動——教学振興——
- (4) 教団改革運動——宗制改革——
- (5) 教団改革運動——宗門の壁——
2. 清沢満之の「僧伽」観
3. 教団再興の志願
4. 清沢満之の宗教心
- (1) 「切実な祈り」
- (2) 「教団人」——清沢満之——
5. まとめ——自信教人信の展開——

はじめに

我が大谷派教団は、二〇一一年に親鸞七五〇回御遠忌を迎える。またその翌年の二〇一二年は、同朋会運動が発足して五〇年目となる。このような大きな節目を、私たち教団人はどのように受け取ればよいのであろうか。少なくとも教団の節目である限り、そこには必ず、教団再興の願いが根底になければならないと思う。

今から五〇年ほど前、親鸞七〇〇回御遠忌を四年後にひかえた一九五七（昭和三二）年、教化研究所編集の論文集『清沢満之の研究』が刊行されたが、そこに寺川俊昭の「教団再興」が収められている。寺川はその冒頭で、次のように教団について述べている。

教団とは、歴史を超えた教法が、歴史の中に於いて用く場である。このようなものとして教団は、深く人間の歴史の中にある。即ち教団は、人間の流転とその運命を共にする^①。

この寺川の教団に対する眼差しに、私は大きな示唆を受けるのである。「歴史を超えた教法が歴史の中に於いて用く場」という教団に対する寺川の視点を、「浄土が娑婆で用く場」と了解できるとすれば、教団は、南無阿弥陀仏が具体的に生きてはたらく場、すなわち僧伽でなければならず、もつと言えば、私たちの求道の間そのものでなければならぬことになる。

すなわち、如來の教法と値遇する場が、教団の本姿であろう。清沢満之は、そのような教団を、「大谷派なる宗教的精神の存する所」と言い切ったのである。そういう清沢が高らかに掲げた教団を、すなわち僧伽を、私は今真摯に尋ね、そして私の中に「歴史を超えた教法」の鼓動を感じたいと思うのである。ここに、私が「清沢満之の「僧伽」観」を論ずる背景がある。

ところで、私は、大谷派近現代教学史を研究する基本的視座を、「精神主義の展開」におきたいと考えている。それは、「浩々洞→興法学園→真人社」と続く僧伽の系譜の

中に、清沢の精神主義の諸相を見出すことである。小論は、そういう全体像の一部分を担う予定である。

すなわち、清沢の求道と密接に関係する大谷派教団の学事と白川党の教団改革運動を中心に考察することによって、浩々洞と精神主義の背景にある清沢の求道の営為を確認することが、小論の中心的な課題となる。

清沢は、育英教校から東京帝国大学における学びを通して、近代人としての思想と精神を身につけた。そして、教団改革運動に乗り出し、幾つかの制度的改革を成し遂げた。しかし、「教団の頹勢」を目前にしながらも「自行の荒廃」の止まない、また「一心の安立」（以上「教界回轉の枢軸」）を求めようとしないう僧侶の現実相を前にして、改革運動は頓挫せざるをえなかった。

だが、その頓挫は、清沢に「予の三部経」との出遇いを促し、「一心の安立」を急がせ、そして、浩々洞と精神主義を私たちに提示した。小論では、そういう清沢の求道心を明らかにしたのである。それは、教団再興を念ずる一仏者に聞思することでもあるのである。

なお、『大谷学報』の編集の都合上、小論の掲載が二回に分けられる。そのため、冒頭に目次を掲載することで、論文の輪郭を示しておきたいと思う。

1. 教団改革運動

(1) 明治期の大谷派教団——近代化の中で——

真宗の僧風は次第に衰頹せり。されば早晩中学校長を
辞し、自ら墨の衣、墨の袈裟、綿服を着、木履を穿ち、
各地行脚し、宗門の真義を發揮して、宗門の拡張を謀
らんと欲すと。^②

これは清沢満之が、京都府尋常中学校長を辞す時の至奥
の心からの告白である。この決意をもつて清沢は、教団再
興を深く念じて、不惜身命の求道生活を実践することにな
ったのである。

当時の大谷派教団は、一七八八(天明八)年以来、四度
類焼した両堂の再建や明治初期に教団護持のためにかかえ
こんだ巨額の負債の償却に混迷していた。両堂再建は、一
八七九(明治一二)年五月、法主の「消息」をもつて着手
されたが、当初から資金繰りに苦しかった。だが廃仏毀釈
やキリスト教の伝道という逆風に晒されながら、富国強
兵・殖産興業という近代化政策に翻弄されている大谷派教
団にとって、両堂再建は世に威信を示すために何としても
果さなければならぬ大事業であった。そのため、一八八
五(明治一八)年一月に相續講を立ち上げ、併せて懇志

上納に応じ寺格堂班の上下を決定する仕組みを導入して本
末一体の募財体制を確立し、さらに一八九三(明治二六)
年一月一八日には、負債整理のための臨時整理局を開設し
て、両堂再建に積極的に取り組んだのである。加えて、当
時の執事渥美契縁は、教団機関誌『本山報告』に、一八九
五(明治二八)年の遷都記念祭と内国勸業博覧会開設に向
けて絶対成し遂げなければならない趣旨の「演説」^③を發
表して後押しし、ついに一八九五(明治二八)年四月一五
日、両堂落成御遷仏法要が厳修されたのである。

ところで、大谷派教団は、この両堂再建の事業の他に、
教団の近代化を担い得る人材を育成するという大事業もか
かえていたため、両堂再建の「消息」が出される四年前の、
大教院が解散された一八七五(明治八)年七月五日に、次
のような「親論」が出されていた。

如何ニシテ神道各宗ト並馳シテ後レス外国教門ト対峙
シテ動カサルノ地位ニ至ルヘキヤ今日吾本廟ノ如キ外
ニハ盛大ニ相見ヘ候得共内ニハ大ニ心ヲ安セサル所ア
リ其由ハ我徒弟タル面々兎角遊情ニ流レテ官省府県ノ
制令ニモ抵觸シ徒ニ無學ニ暮シテ他力真宗ノ正意ヲ誤
解ス夫レ堂宇ノ壞頹スルヤ必ズ先ツ蠹魚ノ梁柱ヲ觸欠
スルアリテ其中心虚耗シテ後大風之二乗スレハ則チ巍

然タル大廈モ忽地ニ傾倒スルアリ積尊嘗テ僧ノ法中ニ生キテ而モ法ヲ破スル者ヲ獅虫ト名ケタマウモコノ謂レナリ(中略)大法鼓ヲ撃チ大法幢ヲ建ルニ及ンヤ之ニ依テ第一着手施行スヘキコト三件アリ

- 一 諸府県下へ教員ヲ派出セシメ懇篤ニ及フヘキ事
- 一 地方布教ノ適宜ニ依テ寺務出張所ヲ設ケイヨ、本末ノ交際ヲ明信ニシ上下ノ事情壅塞ナカラシムヘキ事

一 大中小等ノ学場ヲ設置シ学業勉励セシムヘキ事

- (中略) 今大中小等ノ教校ヲ興シ以其材ヲ成シ徳ヲ一ナラシメントス大教校ハ即高倉貫練場是也其中教校ハ第二条ニ云ヘル寺務出張所ノアル処ニ於テ之ヲ設立ス其小教校ハ一支局ノ管理スル派内ニ於テ地ノ遠近ト僧徒ノ多寡トヲ視テ之ヲ設立ス別ニ教師教校一ヶ所育英教校一ヶ所ヲ本山ニ設ケ其年月ヲ期シテ卒業ヲ貴メ以テ論教弘教ノ師範ニ充ントス(後略)^④

明治初期に神道やキリスト教によって危機的状况に立たされた大谷派教団の切迫感と、大法宣布に迫られた責任感が伝わってくるようである。この「親論」は、一八七二(明治五)年に政府が公布した「学制」に沿って教団学事の改革の方針を門末に宣言したもので、それに則って、

「育英教校条規」、「教師教校条規」、「小教校条規」、「中教校条規」、「大教校条規」が制定されたのである。明治期大谷派教団にとって、これらの諸条規を基本にして、近代的知性を有する人材の育成が最大の課題であり、ここに同年一二月、育英教校が開設されたのである。

「育英教校条規」の「総規」に次のように定められている。

本校ハ一派中連枝ヲ始メ平地地ニ到ルマテノ長二三男或ハ弟等ノ俊英拔群ナル者ヲ精選シテ入学セシメ伝統ノ真教師タラシメンカ為ニ設立スル所ナリ故ニ其父兄及我教徒タル者ハ此意ヲ体認シ其秀俊ヲシテ着実勉強セシメ異日布教ノ実ニ任シ永ク宗門ノ千城トナリ国家有用ノ材ヲ成シ宗徒ノ本分ヲ尽スヘキノ義ヲ領シ晩成ヲ期シテ小就ニ躁進セス児童ヲシテ此ニ方向ヲ誤認セシメサルヲ要ス^⑤

育英教校は、八歳から一七歳までの俊才を対象に、学費として月額五円を支払う等の厚遇で教育を施し、卒業後は連枝に次ぐ堂班を与えるというものであった。また、目的が「真教師」を育成して、教団のみならず国家にとっても有用の人材を輩出するところにあったため、教団として当初は厚く手を尽くした。育英教校の出身者に、清沢の他に

稲葉昌丸や今川覺神ら、大谷派教団のみならず当時の日本仏教界にとつても有為の人材が育っているが、それは、そのような教団学事の成果と見なしうると思う。

清沢が育英教団に学んだのは一八七八(明治一一)年二月であつた。そして、その翌(明治一二)年五月一二日には両堂再建の「消息」が出され、その五日後に両堂再建寺務所が設置されたことにより、当初の教団の施策が学事から両堂再建へと移りつつあつた。さらに翌(明治一三)年七月には、在籍中の清沢の目の前で、育英教団が教師教団や中教団と合併されて「上等普通教団」一校に合理化されたのである。清沢は、一八八一(明治一四)年に東京留學が命じられ、その翌年には東京大学予備門に入学したが、そのような育英教団時代に目の当たりにした教団の両堂再建のための拙速な教学軽視の姿勢が、当時の清沢の脳裏に深く刻み込まれたことは想像できる。清沢の生涯を顧みると、真宗大学の創立など教団の学事の発展に生涯を擲つたが、そのきっかけは、このような育英教団時代の体験にあると言えよう。

ところで、暁鳥敏は、次のように育英教団に対する所感を述べている。

当時大谷派にては、大に教育に力を注いだ時で、全国

の僧侶師弟、其他有為の人材を集めて、特別の教育を爲すために育英教団と云ふが設けられてあり、地方の教団の教師を作る為に教師教団があり、其他小教団、大教団と、今から見れば随分とハイカラな制度を施しております。之は明治五年から六年にかけて、老法主光瑩師が洋行された時に随行せし石川舜台師などの頭から割り出された制度で、今日より見れば随分進んだ教育法である。

このように、育英教団は先進的な教育法をもつて意欲的な空気が漲っていたが、そのような「ハイカラ」な教育体系も、両堂再建の前に縮小せざるを得なかつたのである。だが、教団の近代化に資する人材を育成するという願いは、育英教団が廃止されてその後「兼学部」へと形を変えて継承されていくことになる。

先に述べたように、「上等普通教団」が成立したのが、両堂再建の消息が出された翌年の一八八〇(明治一三)年七月であり、その翌年五月には、次のような願いのもと、「勸学例」が出されたのである。

吾カ宗教宣布ノ基礎ヲ鞏クスルハ教団ヲ旺盛ニシ教則ヲ完全ニシ以テ人材ヲ養成スルニ在リ本派従来教団ノ設ケ有ト雖モ教則ニ至リテハ尙未タ完全ナラサル者ア

り故ニ今將ニ大ニ旧慣ヲ釐革シ教校ヲ盛ニシ凡ソ吾カ
末寺僧侶ヲシテ奮テ学業ニ勉勵セシメントス^⑧

その「勸学例」第二条には、

教校ハ貫練教校上等級教校地方教校ノ三種トシ上等級教校
ハ山費支給其他ハ国費或ハ自費ヲ以テ支弁スルモノト
ス

とある。従来の上等普通教校から改編された「上等級教校」
に、一八七九（明治一二）年六月に貫練場から改められた
「貫練教校」^⑨と「地方教校」を加えて、三教校制を敷くこ
とになったのである。そして、「勸学例」第四条と第八条
には、「上等級教校」について次のように定められている。

第四条 上等級教校ハ分テ専門兼学ノ二部トシ正変ノ両
則ヲ立ツ其兼学部ハ甲乙二科ニ分ケ毎科高等ノ宗余兼
及漢英数学天文学梵学等ノ学課アリ専門部ハ専ラ高
等ノ宗兼及余乗ヲ課スル者ニシテ兼学部卒業ノ後乃チ
専門部ニ入学セシム是ヲ正則トシ（後略）

第八条 就学ノ年齢地方教校ハ十歳以上二十歳以下
トシ上等級教校ハ多ク地方教校卒業以上ノ者ヲ以テ下之
ニ充テ貫練教校ハ二十一歳以上トス^⑩

上等級教校は、専門部と兼学部に分けられた。兼学部では、
宗余乗の他に英語、数学、天文学、梵学などを幅広く学び、

その兼学部を卒業した者が専門部に入学できるとした。^⑪

翌一八八二（明治一五）年一月二八日には、貫練教校
が稟命をもって真宗大学寮と改称、^⑫それを受けて、一八八
四（明治一七）年一月二三日、「上等級教校ヲ大学寮ニ属シ
自今大学分寮ト更正候条此段」^⑬という方針に基づき、上等
教校兼学部は「大学分寮兼学科」に改められたが、これは、
当時、廃仏毀釈の嵐が鎮静化する中、宗学重視の姿勢を前
面に打ち出した教団内の保守勢力に配慮して、近代人育成
を目的とする教育体系を、大学寮の「分寮」として位置づ
けなければならなかったからであろう。教団に宗学重視の
風が起こっていたのである。そのため、教団の近代化に資
する人材育成のための「普通学」^⑭は、貫練教校に改編され
て以来学科表（カリキュラム）から消えることになった。
しかし上等級教校兼学部が大学分寮兼学科と改編されたこと
で、育英教校に懸けられた近代人育成という志願は大学寮
に継承されたのである。そのことは、次の学科表に明らか
である。

この学科表では、宗学のための「宗部」、「他部」、「漢
学」の学科の他に、「附科」と「数学」が設けられ、その
「附科」の中には、小教科に「動物学」、「植物学」、「物理
学」、「諸比例利息算」などの近代化政策に適う教科が置か

大学分寮兼学部学科表											
附科		数学	附科		漢学				他部	宗部	
理	漢		理	数	詩文	子	史	經	起信論義記	選撰集 文類聚鈔	第一級
動物学 植物学	史記	幾何学 三角術	動物学 植物学	従開方全数学雜問	詩文 八家文読本	莊子	史記	尚書			
物理学 下	春秋左伝	代数	物理学 下	諸比例利息算	詩文 八家文読本		歴史綱鑑補	春秋左伝	四教儀集註	玄義分 散善義	第二級
物理学 上	四書詩経	代数	物理学 上	整数諸法分数	詩文 八家文読本		国史 纂論	論語 孟子 詩経	百法問答抄	易行品 論註	第三級

れていたことに注目しておきたい。たとえ「附」科という位置づけであっても、伝統を守りつつも近代化を急がなければならなかった当時の教団事情が理解できよう。

さらに、二年後の一八八六(明治一九)年六月二二日に出された『大学寮改正条規』の第三条に、大学寮が「専門部」(研究科と本科)と「兼学部」(高等科と初等科)に分けられ、一八八八(明治二二)年三月三〇日には京都府が経営する中学校が大谷派教団に委託され京都府尋常中学校(現洛北高校)になったことを機に、大学寮兼学部(明治二一年一月に「部」から「科」に改正)がそれに併合されることになった。その京都府尋常中学校の初代校長に、教団として最も誇るべき近代人清沢満之が招かれたのである。

以上、大谷派教団の、特に中等教育の変遷、すなわち、育英教校が、上等教校兼学部、大学分寮兼学部、大学寮兼学部、京都府尋常中学校と連なる展開を述べてきた。なお、「大学寮兼学部」の沿革について、教団は次のように総括している。

本山ニ於テ普通学ノ必要ヲ感シ其攷究ノ途ヲ開カレシハ固ヨリ本部ノ開設ニ嚆矢スルモノニ非ス曾

テ育英教師及中教校等ヲ府下ニ置キ後併セテ上等教校ト称シ或ハ東京大谷教校ニ高等科ヲ置ク等沿革スル所
 尠キニアラス^⑮

「兼学部」の沿革は、育英教校や中教校に由縁するとしている。また「普通学ノ必要ヲ感シ」とあるように、近代化を担う人材を育成するという一貫した使命が兼学部にあったことも分かる。そして、それが今、清沢を校長とする京都府尋常中学校に統一されたのである。

(2) 僧風刷新

校長に就任した清沢は、二年後の一八九〇（明治二三）年、「真宗の僧風は次第に衰頹せり」として校長を辞し、その後任に稲葉昌丸が就任した。先述したように、当時の教団は、両堂再建のために財政が逼迫しており、教学資金の削減が余儀なくされたため、清沢は稲葉とともに教学資金募集の建議を申し出たが許されず、一八九二（明治二五）年二月、稲葉は校長を辞すことになった。

そこで、清沢は、稲葉と井上豊忠と三人で全国を行脚して、新しい私立学校の設立を願ったものの、翌年一月に教団は負債整理を発表したので、井上はそれに尽力するため教団に留まることになり、清沢と稲葉の二人は当初の願いを貫いて、三月三日に辞表を提出した。負債整理を発表し

た教団は、二人が辞職すると教団の威信に関わると考え、井上を使って清沢、稲葉の慰留に努めたため、彼らの辞職は一先ず取り下げられたが、清沢の決心はすでに固く、教団当局には臨機応変に対応したいという思いは伝えつつも、「七月にはドーあつても出立の事に決定致居候^⑯」との本心を両親宛の手紙で伝えていた。

同年四月、清沢の親友で元文部参与官であった沢柳政太郎が、修身教科書機密漏洩事件により文部省を依願退職して京都を訪れていたため、教団当局は、去就不安定な清沢と稲葉の慰留を目論み、井上、太田祐慶を仲介に沢柳に教団学制の根本改革のための教団教育顧問就任を依頼した。沢柳はそれに応諾したため、清沢は、「一年の半年は本山の御用をつとめ、半年は自由にしてほしい。ただし一旦解任してもらつて、就任の上も等級などはないようにしてもらいたい」という条件付での留任を引き受けざるをえなかった。ここに二人の辞職問題は一応の落着を見ることとなった。すなわち、清沢を中心に稲葉、沢柳が集い、それら金沢から大谷尋常中学校に奉職した今川覚神が参画して、大谷派教団の学事の根本的改革に乗り出すことになったのである^⑰。

同年九月、京都府から経営委託されていた京都府尋常中

学校が京都府の経営に返却された。そのため、大谷中学校は再び教団の経営となり、校長には沢柳が就任した。ここに教団学事は再び活性化することになった。

そして、一八九四（明治二七）年七月二日、

明治七年以来屢大学寮以下制度ヲ釐革シ教学ノ振起ヲ企図スト雖トモ未タ収ムルニ至ラス当ニ以テ憾トス今ヤ幸ニ財務ノ整理其宜キヲ得タリ此時ニ方リ將ニ勸学ノ基礎ヲ定メ以テ布教ノ大本ヲ立ン^①

という法主の「達令」に基づいて、「大学寮条例」、「中学寮条例」、「学事商議員規定」、「教師補任条例」、「学階条例」が制定され、大谷派教団の学制はようやく組織的になったのである。このような学制改革に対する教団の意気込みは、執事である渥美の、次のような「論達」からも知ることができるといえる。

従来学事ノ施設ハ本山ノ最モ緊要トセシ所ナリト雖モ財務ノ整理両堂ノ再建等焦眉ノ急ヲ要スルモノアリ為ニ充分ノ力ヲ茲ニ尽スヲ得ス従テ学制ノ基礎系統未タ確定セサルノ憾アリキ。故ニ今深ク従来ノ経験ニ鑑ミ現状ヲ考ヘ且遠ク将来ヲ慮リテ以テ学制ノ基礎系統ヲ定メラレタリ大学寮及中学寮ノ性質聯絡ヲ明確ニ規定シタル即是ナリ而シテ安居懸席ノ制ヲ創シ講録ヲ頒布

スルコトハ一定ノ重大事タル師資相承ノ趣旨ヲ広ク一般ニ披充スルノ意ニ外ナラス。又全国ニ山費ヲ以テ五箇ノ中学寮ヲ設置スルハ、大ニ地方ノ子弟ニ修学ノ便ヲ与フル為ノミナラズ時勢ニ適當セル住職養成ノ道ヲ開クニ在リ

大学寮予備ノ教育ヲ完全ニシ且本科ノ年限ヲ増加セシハ、宗門ニ須要ナル学科修学ノ程度ヲ高クシ以テ本宗法義ノ発揚ヲ計ルガ為ナリ。而シテ住職ノ修ムヘキ学科ノ程度ヲ高クセシハ又時勢ニ応シテ宜シキヲ制シタルナリ^②

新しく定められた「学制の基礎系統」の概要を記せば、先ず大学寮は本科と研究科の二科制となり、それぞれが一部と二部に分けられた。その中、本科一部の学生には「宗乗、余乗、余乗附科、国文漢文、哲学、教導」が、本科二部の学生には「宗乗、余乗、国文漢文、数学、科学、哲学」が課せられた。また外国語によって「哲学及ビ近世科学ノ大綱其他須要ナル学科ヲ教授スル所トス」^③を学ぶとあるように、「高等数学」、「物理」、「生物」、「心理学」、「哲学」、「倫理学」、「哲学史」、「美学」、「宗教哲学」などレベルの高い教育が行われた。そして、本科一部の卒業生には、「宗部」、「華嚴部」、「天台部」、「唯識部」、「俱舍部」の五

専攻に分かれる研究科一部の進学が許可され、本科二部卒業生は、五専攻の他に「宗余乗ト哲学ト科学トノ関係等ニ関スル事項」の専攻の二部への進学が認められたのである。^②

中学寮では、教団の経費で全国に第一(京都)、第二(東京)、第三(山形)、第四(金沢)、第五(久留米)の五校が開設された。その中の特に京都第一中学寮のみが、「寺院住職タラントスル者又ハ大学寮第一部二入り深ク宗余乗ヲ修メントスル者」^③のための一部と、「大学寮二部二入りテ宗余乗ヲ修メ兼ネテ外国語ニヨリ哲学及科学ノ大綱ヲ修メントスル者」^④のための二部に分けられ、それぞれが大学寮に直結していた。つまり、一部は「寺院住職タラントスル者」^⑤とする者のためのもの、二部は近代化という時代の要請に因るために宗余乗と共に「普通学」を学する住職育成のためのもので、かつては育英教校や兼学部、大学寮本科二部に分けられた願いが組織的になったと言えよう。参考のために、この学事組織を下記に図示しておく。^⑥

ところで、沢柳の学制改革の中の、もう一つ注目すべきものとして、「学階条例」の改定がある。「学階」とは「宗門ヨリ公認シタル僧侶学業ノ等級」^⑦のことで、それまでの学階は次のように定められていた。

	一部	宗部、華嚴、天台、唯識、俱舍	一部	元大学寮専門科本科	一部	元大学寮専門科別科
二部	右五部の他、哲学及び近世科学の大綱	二部	元大学寮兼学科高等科	二部	大谷尋常中学校	
大学寮研究科		大学寮本科		第一中学寮		

(一) 三講 講師副講擬講コレナリ
 (二) 学師 専門兼学ノ二類各一等ヨリ五分ス 此各五等以下二準学師アリ
 (三) 進学 コレニ進学准進学ノ二種アリ
 (四) 得業 亦得業擬得業ノ二種アリ

これに対して沢柳は、学階を学師と学師補の二等として、それぞれ研究科あるいは大学寮卒業者、あるいはそれと同等の学識のある者に付与することとし、さらに学師、学師補だけが「稟授以上ノ待遇ヲ受ケ三講者教授勸令及事務所役員トナル」と規定することで、「学階」の権威化をはかった。沢柳は、教団再興のためには教団全体の学識の向上が不可欠と見ていたのである。

当時、結核療養先の須磨でこの新学制を知った清沢は、「数項の条例、整々堂々、誠に大本山勸学の組織に欠くる所なきものかと欽賀躍慶転た禁ずる能はざる所」と井上に

書き送り、心からの歓迎の意を表明した。明治初年から、近代化という歴史的使命を担った教団の学事が、ここにようやくその基本を確立したと言つてよい。

ところで、教団の学事改革の中心的存在であった沢柳が、釈雲照を尊敬していたこともあり、また清沢の実験主義に徹した禁欲生活も反映して、大谷中学校の教育方針は厳しく、学生に僧侶としての自律や宗教的信念の確立に精進することを要求した。さらに、大谷中学校が僧侶の育成を目的とする大学寮と一体化したが、そのいずれもが中学寮の学生の受け入れ難いものであった。後に加藤智学は、次のように語っている。

沢柳先生にしてみれば、坊さんでない者を教育する学校であるなら鉄砲かついで剣下げて戦争の真似をしてをるのもよからうが、坊さんにせねばならぬ学校なら衣を着て袈裟をかけて数珠をかけて、お聖教を持たせての教育せねばならん。だから今度、共立中学から分離して、ここに第一中学寮を作るとなれば、当然相を変へて行かなけりやならん……^③

ここに、一八九四(明治二九)年一〇月二九日、中学寮学生二六八名(全生徒数四八〇名)が同盟休校に突入したのである。同盟休校に参加した学生は即刻懲戒説諭の処分

となつたが、それに併せて渥美は、二月三十一日、彼の全くの恣意的な理由で、混乱の責任を沢柳に負わせて解職処分とし、また協力していた稲葉や今川らを減俸に処した。

このように、執事の渥美が、自ら教育顧問として招聘した沢柳を追放したことは、教団の、あまりにも非教学的、非宗教的な暴挙でしかなかった。

療養先でこの報を聞いた清沢は、

天柱も地維も今や昔の夢と消えなんとす。斯と知りなば過ぐる十一月出京之節に、今暫く滞留して、諸君子の御動静を一層委しく拝承すべかりしに、返す返すも愚痴の至りにあり、^④

というような渥美に対する激しい憤りを、すでに京都を後にしていた沢柳に書き送り、そして、

本山ト別立シテ洛ノ一隅ニ小舎ヲ開ケ鏡石ノ心腸アル弟子ヲ陶冶スルコト最モ可然歟トノ愚按ニ有之候^⑤

と同志に新しい「小舎」つまり学校建設を訴えた。清沢は性急であつた。あくまで教育による教団再建を願っていたからであろう。ここに至つて、教団改革の気運は、俄かに高まつてきた。

一八九五(明治二八)年七月、須磨から帰洛した清沢は、南条文雄や村上専精らと共に学事を基本に据えた寺務改革

を行うために、教学の新興を基本とする「建言書」を渥美に提出したところ、渥美はこの建言に依えて、九月二〇日、事務管理機構を「本局」、「式務局」、「内事局」、「議制局」の四局体制とした。「議制局」とは、賛衆（議員）二〇名からなる立法機関であり、そういう「議制局」の新設は、立法と行政の分立を意味するものであった。すなわち、今日の民主的な宗議会の前身と見なしうるような、画期的な改革であったと言つてよい。しかし、たとえ制度が民主的であつたとしても、「寺務所章程」の第四一条に、

議制局ノ賛衆ハ二十人トシ其半数以内ハ執事参務准参
務議事等ヲ以テ之ニ充テ他ハ現ニ本山寺務所各部ノ事
務ニ関セサルモノヨリ特選シテ之ニ充ツ³⁸

と定められているように、賛衆は特選（執事任命）を基本とした人事であつたため、渥美ら教団当局の専横を防止する制度には成り得なかつた。

さらに渥美は、一二月、「本派学事ノ方針及振起ニ関スル事項」、「大中学寮ノ利害消長ニ関スル事項」、「学階条例第六条ニ関スル事項」等を審議する学事振興のための学事商議會を設置し、また翌一八九六（明治二九）年一月には、一〇年間で三六〇万円の寄付を目的とした「教学資金積立法」⁴¹を発表して臨時教学資金事務局を設けた。だが、その

教学資金とは名目でしかなく、実態は法主や渥美の恣意的な行動によつて生じた負債償還に充当させるための積立法でしかなかつたのである。渥美ら教団当局の専横、墮落には、目に余るものがあつた。⁴¹

(3) 教団革新運動——教学振興——

一八九六（明治二九）年一〇月一〇日、清沢は京都白川村にて教団改革を宣言し、一〇月三〇日には機関誌『教界時言』を創刊した。世にいう白川党の教団改革運動が始まつたのである。いよいよ清沢の教団再興の志願が動きだした。

『教界時言』創刊号には、清沢の教団改革断行に寄せる願いが込められた「教界時言発行の趣旨」、「大谷派の有志者に檄す」、「教学資金に就て」が収められている。ここでは、それら三論文によつて、教団改革運動の本源を尋ねてみたいと思う。

始めに、「教界時言発行の趣旨」によれば、清沢の「世界的統一的文化」という言葉に伺われるように、清沢が世界的視点に立つての教団の発展を考えていたことに気づかされる。たとえば、

大谷派が当に為すべきの本務を為し、以てかの世界的統一的文化の暢発を助け、以て国家の盛運を翼賛せし

めんと欲するに外ならず^⑫

と唱えているように、日本だけが東洋、西洋の両文化の合流する位置にあるから、「世界的統一的文化の原造者たり発揚者」たり得るのであり、故にそういう日本に属する大谷派教団は、何としても「世界的統一的文化の暢発」を實行すべきであるとしている。すなわち、

我大谷派は、我邦現代に於ける主要なる一勢力にして、其興廢消長は、之を国家社会の利害よりするも、之を派内本末の得喪よりするも、余輩の雲煙過眼視する能はざる所なり。^⑬

と述べ、大谷派教団が社会的に存立することに、大きな期待を寄せ、そして大谷派教団には、次のような全人類の責務が課せられている、と高唱するのである。

余輩の拠て以て自己の安心を求め、拠て以て同胞の安心を求め、拠て以て世界人類の安心を求めんと期する所の源泉なるに於てをや^⑭

まさに教団人は、全人類の「安心」の原造者でなければならぬのである。清沢にとつて宗教とは、「世界的統一的文化の一大要素」であり、かかる宗教を攻究することは、真宗の世界的意義を攻究することと同等の意味のあるものであった。

しかし、このような世界に通用すべき宗教であっても、

現実的課題に立たなければ、実際の効能はないのと同然である。だから、現実的課題に実際の方面から対応することが順序であり、そこから健全な宗教的精神が発揮される。故に、克服しなければならぬ課題とは、真宗大谷派なる教団の現当局の、

天職を棄て、顧みず、徒に虚名を貪り苟安を求めて、一派の実力を消耗し、遂に本末乖離して、前途復為すべきの余勢なからしめんとす^⑮

という墮落した現状であった。これこそ、世界的課題を担う教団人として克服しなければならない緊急的課題であった。したがって、

物には本末あり、事には終始あり余輩が主として先づ本誌に論せんと欲する所は、余輩が最も直接なる関係に立ち、余輩が最も審詳なる觀察を遂げ、余輩が最も当面なる言責を有する、余輩所属の真宗大谷派の実際の方面に在り。^⑯

と訴えているのである。

このような、大谷派教団の実際の課題を受けて書かれた「大谷派の有志者に檄す」では、改革の必要性を、「内事」、「財政」、「教学」の三項目から論じている。

まず、「内事」については、当時、法主が世間から侮辱を受けざるを得ない言動のあつたことについて、吾人が仰で以て師標とする所の法主に對し。世の新聞雜誌をして。無遠慮に嘲笑罵倒を肆にせしむるに至ては。心あるもの。誰か浩歎大息せざらんや。^⑮ というように、「九腸寸断」の悲痛の思いを込めて「肅齊」を訴えている。

次に「財政」については、十年来宗門急要の教学を犠牲にして。或は相統講金と稱し。或は再建費と唱へ。或は負債整理金と名け。種々勸財の方法を案出し。寺格を懸け。坐席を懸け。教師の階級を懸け。用係の役等を懸けて募金し。其他あらゆる手段方法を尽して聚斂したるもの。其幾百万金なるを知るべからず。之に依りて両堂を再建し負債の大部を償却し得たりと雖も。其末寺を困弊せしめ。門徒を枯竭せしめたりしもの勝て言ふべからず。^⑯

と述べているように、当時の教団の厳しい募財によつて、両堂再建と負債償却は成し遂げることはできたが、その一方で教学不振と門末疲弊は深刻を極めており、さらに、渥美ら教団当局の浪費によつて新たに六〇余万円の負債をかかえたため、先述したような「教学資金積立法」を發布し、

教学資金の名目で一〇年間で三六〇万円の募財を始めようとしたのである。清沢は、そのような渥美の姿勢を、「教学の振興を望むは。それ或は砂を蒸て飯と成さんと欲するの類には非る歟」として激しく非難した。まことに教学は教団の命脈を握るものであるにもかかわらず、教団の教学軽視の態度は甚だしく、だからこそ教学不振は慘憺たる有様であつた。清沢はそういう今こそ教学事業に全力を注がなければならぬとして、次のように、教学の重要性を高唱した。

夫れ教学なるものは宗門命脈の繫る所。一派将来の盛衰は一に其施設の当否によりて決す。故に教学の事業は宗門の一日も等閑に附すべからざる所とす。^⑰

また、根本的の一大革新をなして。情弊を掃蕩し。冗費を節減し。制度を改め。人才を撰び。一意専心。斯勸学と斯布教とに従事せざるべからず。^⑱

「勸学」と「布教」こそ教団の緊急の最重要な事業であり、それを果たすには、教学事業を充実させなければならぬと主張し、そして、

陋習を除き。本末協力して奮励一番せば。猶我派をして優に教界に於る最大勢力たらしむるの望あるに於て

をや。嗚呼諸君今や革新の機既に熟せり。⁵³⁾

と檄を全国に送り、広く「革新の機既に熟せり」と唱えて、教団再興を訴えた。このように清沢は、自らの結核という病を押しつけて改革に乗り出したのである。まことに、沢柳の解職や「教学資金積立法」の発布など、どこまでも恣意的な渥美こそ、徹底的に糾弾しなければならず、したがって、「教学資金に就て」の冒頭に、

抑宗教の本領は整然たる布教によりて人心を安立せしむるにあり、而して正確なる布教は必ず周備せる勸学の基礎によらざるべからず、故に布教と勸学とは宗門の双翼両輪にして、二者其一を欠くも宗門は其命脈を保全すること能はざるなり、教学は宗門の生命にして宗門の宗門たる所以は教学を措て他にあるものなしとは、是れ余輩年来の持論にして、亦屢我大谷派当路者に対して明言したる所なり。⁵⁴⁾

と訴えたのである。すなわち、「宗教の本領」、また「宗門の使命」は、「勸学」と「布教」の両翼にあり、その両翼の機軸である教学が振興しなければ、教団は教団として成り立たず、だから、その教学を刷新することが、教団改革の基本方針でなければならないというのである。まことに「教学は宗門の生命」でなければならないが、

さらに、清沢は、「教学資金積立法」の「趣意書」について、以下のように指弾している。すなわち、宗門にはかねてより、勸学、布教、両堂の再建、負債償却の四つの克服すべき要件があり、その中の両堂再建と負債償却は既に成し遂げられたので、今後は勸学と布教の改革に取り組みなければならぬ時期にきているが、大谷派の学事は財務困難なため世間の文明の長足に追いつかず、また「北門の鎮鎗」と言われる北海道や、日清戦争によって日本の領土となった澎湖列島や台湾への布教も行わなければならないので、募財が必要であり、そのために資金積み立てが必要である。しかし、現下の宗門の募財のあり方は、北海道や台湾布教の設計も明らかにされておらず、また従前の内地布教のための募財も実態は集金目的でしかなく、また負債償却と両堂再建の二大偉業のため門末が疲弊し切っている⁵⁵⁾として、次のように渥美の門末への無理解を追及した。

久しく勸財募金の事を以て苦まじめたる門末を慰解するの念なきや、将又其責任なきものなるや、大谷派の当路者は、現在四方に聞ゆる、真正の宗教を求め、確乎たる安心を求むるの声に対して適當なる布教の活法を施設するの心なきや、⁵⁶⁾

門末は、両堂再建のための長年の募財で疲弊し切ってい

たのである。渥美はそれに対して、全く無理解であった。そういう渥美の実態を明らかにした清沢は、さらに教団が純粹に安心を求める門末の宗教心に応えるべきである、と唱えている。実に教団は、教学を重視しなければならない、それと同時に、門末中心でなければならぬのである。ここに清沢の教団改革の基本姿勢があつた。

(4) 教団改革運動——宗制改革——

清沢は、この改革運動を「三年或は五年の後に期したりき^⑤」との長期にわたることを予測していたが、ひとたび

『教界時言』が世に出るやその反響は大きく、

然るに時言の一たび世間に現れんとするや、大学生の宣言破裂は実に迅雷の耳を劈きて四方に轟々を伝へ、其よりして反響波動の及ぶ所猛然として抗すべからざるの潮勢を攪起し、

という有様であつた。「大学生の宣言破裂」とは、『教界時言』が創刊された直後の一八九六(明治二九)年一月四日に、各地新聞社に配布された学生の「我が敬愛なる父兄同胞及門信徒に訴ふ」という宣言書のことであり、さらに七日には、学生はこの宣言書と共に「一派の近状傍観に耐へ難きものあり。非分を顧みず敢て微力を尽し度に付、当分休業仕度候云々^⑥」という文書を全国の学師等に配布して、

休校に突入したのである。渥美は即刻、休校した学生全員を退学処分にしたが、これが反つて世論の反感を買い、またマスコミも学生に同調したため、渥美は次第に不利になつた。

このような大学生の動きを踏まえて論じられた「革新の要領」(一八九六(明治二九)年二月二五日)によれば、冒頭に、

余輩不肖自ら揣らず一たび起て我大谷派弊政革新の必要を呼号するや、天下響の如く之に応じ、西海の浜、北陸の野、到る処革新の止むべからざるを絶叫せざるものなく、

とあるように、清沢は、学生決起の波及の大きさに驚き、次のように自らの思いを述べている。

余輩が革新を唱道する、固より徒らに唯破壊これ事とし風波を平地に起して以て自ら快と為さんと欲するに非ず、唯我大谷派の法灯をして輝々として益明かに、我大谷派の命運をして駸々として愈隆ならしめんことを希望するに外ならざれば、時に余輩が構成的愚案を明記して大方の識者に質すは亦余輩責任の一なることを信す^⑦

決して風波を荒立て壊滅的な改革を計画しているのでは

なく、自らの志願が、大谷派の法灯を世に掲げるところにあり、そのために「構成的愚案」を明記して識者に質したことの主張であった。その「構成的愚案」とは次のようなものである。

余輩の所謂根本的革新なるものは、豈唯制度組織の改良をのみこれを云はんや、否、制度組織の改良は寧ろその枝末のみ、其称して根本的革新といふものは実に精神的革新に在り、即ち一派従来の非教学的精神を転じて教学的精神と為し、多年他の事業に専注したる精神をして一に教学に専注せしむるに在り、

非教学的精神を教学的精神にまで高めることをもつて根本的革新とし、その根本的革新を実現するには、教団のすべての事業を教学に専注しなければならぬと述べ、さらに次のように、自らの信念を繰り返し訴えた。

教学は宗門命脈の繋る所、宗門の事業は教学を措て他にこれあるを見ざるなり^⑧

教団の事業は、教学を措いて他になく、そのためには、必ず当路者の精神的革新を實行しなければならぬが、それには順序があるとして、次のように説いている。

精神的革新を實行せんには自から其順叙あり、非教学的精神を有する当路者に向て俄に教学的精神の興起の

望むは徒望たるを免れず、故に余輩は先づ精神的革新を實行するの順叙として、左の如き事項の断行せられんことを希望するものなり。^⑨

すなわち、非教学的精神しか持たない当事者に、いきなり精神的革新を求めても不可能であり、そのためには順序があるとして、始めに宗制改革の断行を訴えるのである。

その宗制改革を具体的に示せば、以下の通りである。

最初に執事の人選についてまとめれば、次の二点になる。

(一) 最も緊急を要するものとして非教学的精神を有する現執事渥美の更迭を要求。

(二) その後の人選は、百名ほどの智徳ある僧侶から渥美を除く門末の希望に該当する人を選び、その人が任に堪え得るかどうかを見定めて決める。^⑩

具体的には執事である渥美の更迭を強く求め、さらに法主の権限内である執事の人事に民意を反映させる、というような、当時としてはかなりの民主的な要求であった。

次に制度・組織については、次のような項目を列挙し、具体的な改革案を提示している。

- (一) 宗制寺法の改正
- (二) 末寺会議の開設
- (三) 上局組織の改正

- (四) 財務部の改正
- (五) 地方部の改正
- (六) 臨時教学資金局の閉鎖
- (七) 地方寺務出張所及扱所の変更
- (八) 布教上の設計
- (九) 勸学上の設計
- (十) 人材登庸に関する規定^⑤

この中で特に注目すべき事項は、「末寺会議」の開設である。当時、立法機関として設置されていた議制局は、宗務行政から独立した機関ではなかった。たとえば、「執事参務准参務議事等ヲ以テ之ニ充テ他ハ現ニ本山寺務所各部ノ事務ニ関セサルモノヨリ特撰シテ之ニ充ツ」というように、「特撰」の賛衆によって構成されていたため、予算・決算の審理や門末の建議受理、また教団当局の失責非行の上申、譴責等の権能などはなく、ほとんどが法主と執事ら当局者の専有するところにあつた。したがって、そういう行政機関とは別立した権能を有する立法機関としての末寺会議の設置を訴えたのである。

このように「革新の要領」では、宗制機構について適確で具体的な提言がなされたのである。そしてその提言に基づいて作成された「請願書」が、翌一八九七（明治三〇）

年一月二〇日、清沢ら改革派二〇〇余名と二万八〇〇〇余名の連名とともに本山に提出された。ここに教団改革運動は、具体的要求の段階に突入していくことになった。

そして、同年一月八日、このような教団の動きと連動して、京都堺町二条に大谷派革新請願事務所が開設、二月一三日には全国から三〇〇名からなる大谷派革新全国同盟会が結成されたことにより、教団改革運動は全国展開となったのである。

一方、このような改革派の動きに対抗するため、教団当局は、二月一四日、白川党発起人の清沢らの六名を、「本山寺務改革ヲ首唱シ公刊雑誌ヲ以テ其趣意論説等ヲ發表シ一派ノ寺務ヲ非議シ為メニ門末ノ人心ヲ激昂セシメ為メ」という理由で除名処分とし、続けて法主は同日、全国から革新同盟会結成に集った門末に対して次のような「親言」を発表した。

執レモ寒氣ノ折柄本山ヲ思フ精神ヨリ上京ノ輩ハ殊更奇特ニ存スルコト予テ承知ノ如ク昨年教学拡張ノ為メ資金募集ノ儀ヲ發布セシ以来種々ノ障碍ヲ為ス者ノ為メニ意ノ如ク運ヒ兼ネ日夜ニ苦心致居ルコト（中略）今日マテハ成ルヘク穩カニ致シ置タルモ（中略）本日夫々処分ヲ行フコトニ申付置タコト就テハ此際本山ノ

方針ヲ能々聞取りソノ本分ヲ守リ職務ヲ全フシ力ヲ尽サル、様、^{⑦⑧}

この「親言」にある「本日夫々処分ヲ行フ」とは、清沢ら白川党発起人六名の処分のことであり、「本山ノ方針」とは、「議制局ノ範圍ヲ拡張メ教学諮詢会ヲ開設シテ教学ニ途ノ拡張ヲ謀ラン」^⑨のことである。法主自らが「教学諮詢会」を設置することで、白川党に先んじて教学重視のあり方を具体的に打ち出すことで、改革運動の予先を弱めようと目論んだのである。

ところで、渦中の渥美は、すでに前年の一月二十九日に執事を辞しており、その後を連枝の大谷勝珍が継いだ。大谷勝珍は、先ず「寺務所職制」を定め、上局・議制局・法務局・教務部・学務部・庶務部・監正部・資金部・内事部・出納科・会計監査科の組織に改編し、また「顧問所職制」では、「教学ニ関スル重要ナル事項」(第三条)^⑩を審議するために教学顧問を新設して、細川千巖、松本白華、南条文雄らを親選した。そのように大谷勝珍は時流を考慮して教学への関心の高きことを門末に示したのである。また法主の「親言」を受けて教学諮詢会を開設したことは、上述した通りである。^⑪

一月十九日、大谷勝珍の後を受けて執事に就いた大谷勝

縁は、二月二日付で石川舜台を実質的な宗政責任者として上席参務に任命し、さらに、今までの執事を「総務」に、資金部を「財務部」に改称するなどの『寺務所職制』の改正を行うことで、宗制の一新をはかった。^⑫この石川を宗政責任者として登用したことは、宗政のみならず改革運動にも一大転換を促すものであった。それは、石川はかねてより渥美に対立する一大勢力を形成していた人物であり、その石川が上席参務に着任したことは、今までの渥美路線を一新する画期的な出来事であったからである。そして、石川もそれに応えるために、自らの改革の意志を次のように表明した。

此は報告にも未だ頭はれぬことで、何れも御承知はあ
るまいが、即、議制局の賛衆を六十名と致し、其中三
十名は一般末寺より特選にて御取りになり、残三十名
は組長の互選による。此は法主台下の御英断と且つ各
方の請願とによりて成りしことで、先づ御当山に於て
は此れ迄比類のなきことが成立たと申すもの(略)。
此迄は憲制を定めなんだ故いかなんだが、今年十一月
の議制局からは、正しく憲制に基く故、定めて善くな
ることと思ふ。^⑬

続いて、三月二日、「稟命」を発して、次のような議

制局の大革新を発表した。

第五條 議制局ハ賛衆六十名ヲ以テ組織ス

第六條 賛衆ハ其三十名ハ寺務役員以外ヨリ特選シ三十名ハ全国正副組長ヨリ互選セシム其任期ハ共二三箇年トス

但互選手続ハ追テ告達ヲ以テ之ヲ定ム^②

今までは特選の二〇名の賛衆によつて構成されていた議制局を六〇名とし、その半分の三〇名は特選、残りの三〇名は全国正副組長からの互選で選ぶという内容であった。組長という限定付ではあったが、清沢の意図する選挙制が始めて導入されたことになる。そして、この「稟命」を受けて、三月一五日には法主の「親言」があり、一八日には、門末に対して、次のような大谷勝縁の「論達」が発表されたのである。

昨年末以来追々改正御進行ノ処本年一月中旬以後各地方ヨリ建言請願陳情等申出候次第モコレアリ深重ノ尊慮ヲ以テ特ニ拜謁ヲ許サセラレシコト二回尚請願ノ趣旨御参酌アラセラレ寺務職制改正議制局権能拡張等着々御施設ニ付有志者一同御趣意敬承致サレタル事ニ候就テハ請願建言等致候者モ護法ノ熱心ニ出テ然ラサル輩モ如法従順ノ徳義ヲ守リ候次第神妙ノ事ニ被思召

候儀ニ付彼此其跡ハ異ナリト雖モ本山ヲ崇護スルノ念ニ於テハ一ナル事論ナシ^③

全国から集まった門末の意志や請願陳情に対して理解を示し、法主も門末も共に、「本山ヲ崇護スルノ念ニ於テハ一ナル事」と述べて、本末一体の改革であることを強調すること、改革の幕引きを謀ったのである。石川の宗政の見事な舵取りと言わなければならない。

このような石川ら当局者から出された宗務指針について、清沢は「大谷派宗政の革新」で、次のように論じている。

法主台下は三月十五日を以て、革新請願者、旧大中学々生及び革新首唱者等の京都に在る者を召集して親言を賜ひ、寺務改革の事を発表せられたり、其要旨は議制局の組織を拡張したること、財務に関し追て適當の方法を設け門徒をして其會議に与からしむこと、及び此二條を宗制寺法の上に記載することの三事に在り、而して其詳細は當時に於ける石川参務の演説及び其後、發布したる本山事務報告等に依て之を知るを得たり、法主から「親言」を賜わったという意義は、極めて大きかった。

そして、三月一五日の「親言」をもつて、革新同志会の請願が一応は実現することになり、さらに四月一四日には

退学処分になっていた大中学生の復学も決つたので、

今や革新の事業既に一段落を告げて、諸氏は再び学窓に帰らんとす。恋々の情俄かに諸氏と手を分つに忍びずと雖も、一派教学の爲には私情を以て徒らに諸氏を拘束すべくもあらず^⑧

として清沢は安堵した。ここに教団改革運動は一段落つくことになった。しかし、清沢の改革への志願は、未だ充たされたものではなく、したがって清沢は、次のように、大谷派教団の擅制的体質を指弾せざるを得なかつたのである。

吾大谷派は従来極端なる擅制主義を固守して、毫も門末の宗政に参与するを許さず、立法行政の二柄を拏て之を一執事の手裏に委託し、以て其専断に放任せり^⑨

この門末の宗教参加を許さない擅制主義を脱するには、必ず立法行政機関を別立しなければならず、そのためには会議制度が確立されなければならぬとして、次のように末寺会議と門徒会議の必要性を主張した。

一派の弊根を刈除せんと欲せば、行政立法を別立せざる可らず、行政立法を別立せんと欲せば、会議制度を建設せざる可らざるなり、是れ余輩が末寺会議と門徒会議との開設を以て、改革案中最も急要なる条目とする所以^⑩

そして、

吾派今回の革新は果して以上の希望を充たすに足るべきものを含むや否や、是れ余輩の考察を怠るべからざる要点なり、抑も議制局といひ末寺会議といふ、其名称の如きは深く問ふに足らざるなり、要は唯立法的任務を行ふに必要な条件を具するや否やを見るに在り^⑪と述べ、三月一五日の「親言」が議制局の立法的任務を行う要件を具備しているかどうかを今後考察すべきであると、次のように述べている。

曰く其権限は充分に具備すべきこと、曰く其議員は適當なる選挙法に依り、適當なる人員より成立すべきこと、曰く其位置は行政部の支配を離れて、鞏固なる獨立を保つべきこと、蓋し権限と議員とは相待ちて其用を為すものなるが故に、兩者孰れも完全にして並行せざるべからざるは論を待たず、然れども若し其位置にして獨立を保たざるときは、行政部の爲めに立法機関其物の運命を左右せらるゝの恐あり、^⑫

議制局が「権限」、「議員」、「位置」の三点について立法的任務を遂行できる要件を満たしているならば、末寺会議は不要であり、そういう意味から「親言」には大きな欠点はないとしている。そして、議制局の一応の意義を、次の

ように認めている。

議制局は今回の改正によりて新に重要な諸権能を受
得し、此点に於ては立法機関たるに於て大なる欠失な
きに至れり^⑤

すなわち、三月一五日の議制局改正の「親言」が、立法
機関として権能を得たものであり、また議制局の賛衆の選
出についても、教団から示された「半数公選半数特選」の
方法は、自らの主張する「複選法」^⑥からすれば不満も残る
が、しかし一応の公選の要素も盛り込まれていることから、
「幾多の欠点を存するにも拘はらず、立法行政別立の基礎
を定めたるものと謂ふを得たり」と評価している。清沢は、
教団そのものが未だ「擅制主義」^⑦的体質にあることは了解
しながらも、自らの意図を多少なりとも反映した石川に、
それなりの信頼を寄せていた。

今少し清沢の主張を見れば、教団は門徒から信施を受け
る限り、門徒に財務の状況を公開して門徒の疑念を無くす
ることで、「吾本山」「吾大谷派」という愛山護法の念を懐
かせるべきであり、また財務当局者は「私曲」に陥りやす
いから検査監督が必要であり、そういう意味から末寺会議
や門徒会議の開催は不可欠であるが、今回の改正で、末寺
会議は議制局の組織を拡張することでその要件を具備した

し、門徒会議も開催方法を調査し適当に組織を定めるとい
う前向きな方針も出たので首肯する、というものであった。
そして、それを受けて、次のように改革を結論づけている。

今回の改正は従来の擅制的宗教を変じて立憲的宗教と
為したるなり、会議制度を建設して立法行政の区別を
確立したるなり、此点に於て余輩は今回の改正を以て
大谷派宗教の維新と見做さんと欲するなり、少くとも
維新の端緒を開きたるものなりと信するなり^⑧

だがこのように、今後の改革に期待を寄せながらも、次
のように述べている。

特に教学の制度を改良して其施設を恢弘して、大に一
派の教旨を闡揚するが如きは、到底暮月の間に成功す
ることを得べからず、(中略)当路者は十五日の親見
出で、後、漸次改革の歩武を進め、地方寺務抜所を全
廃せしが如き、学務振興の事に着手したるが如き、稍
見るべきもの無きに非ずと雖ども、審に其実況を観察
するときは、余輩をして大に失望の感を発せしむもの
あり、^⑨

教団改革運動は、次第に立憲的宗教に向けて歩を進めて
はいるが、改革の本来目指すべきところの「学務新興」は、
未だ途半ばと言わざるを得ない状態であったことは間違ひ

ない。

いずれにしても清沢は、改革わずか半年で、渥美を辞職に追い込んだのである。そして、その後を受けた石川を動かす、三月一五日の議制局改正を内容とする「親言」を出させ、そしてそれは、不完全ながらも民主的な意義を見出せるものであった。また同盟休校までして運動を展開した学生も復学できた以上、教団をこれ以上混乱させることは清沢の望むものでなかった。ここに教団改革運動は、形式的には一段落する時期を迎えていたのである。

〔つづく〕

註

- ① 「教団再興」『清沢満之の研究』教学研究所編、四〇九頁、一九五七（昭和三二）年一月
- ② 「清沢満之全集」（法藏館）三卷六八七頁
- ③ 「本山報告」第九一号、一八九三（明治二二）年一月。
- ④ 「『宗法』等機関誌復刻版」二卷一〇～一二頁
- ⑤ 「『親論』『配紙』一八七五（明治八）年七月五日。」（『宗法』等機関誌復刻版）一巻二二五頁
- ⑥ 「『配紙』一八七五（明治八）年七月二二日。」（『宗法』等機関誌復刻版）一巻二二六～二三四頁
- ⑦ 「育英教学校規第一章総規」『配紙』一八七五（明治八）年七月二二日。（『宗法』等機関誌復刻版）一巻二二六頁）
- ⑧ 「『清沢満之先生』西村見暁二九～三〇頁、一九五一（昭和二六）年三月
- ⑨ 「『勸学例』『配紙』一八八一（明治一四）年五月二三日。」（『宗法』等機関誌復刻版）二卷三二四頁）
- ⑩ 「貫練教校の変遷を見れば、「高倉学寮（一七五五）→貫練場（一八七三）→貫練教校（一八七九）」となる。なお、貫練場は「該派諸国の教徒、連年夏中、宗乗錬磨のため」（『貫練場条規』）と定められているように、眼差しは世界に向けられていたが、「貫練教校」になると「本派の僧侶をして専門の学に就かしめ、着実成業の者を培植せんため」（『貫練教校条規』）と定められているように、宗学中心に変更された。
- ⑪ 「『勸学例』『配紙』一八八一（明治一四）年五月二三日。」（『宗法』等機関誌復刻版）二卷三二四頁）
- ⑫ 「『勸学例』」が出された直後の五月三〇日に制定された「上等教校兼学部条規」に、兼学部を次のように定めている。「漢英学ヲ修シ以テ専門ニ入ラント欲スル者ヲ撰ヒ陶冶育成スル所ナリ」（『上級教校兼学部条規』『配紙』一八八一（明治一四）年五月三〇日。（『宗法』等機関誌復刻版）二卷三二〇頁）ここに、兼学部は規定化された。
- ⑬ 「『配紙』一八八二（明治一五）年二月二八日。」（『宗法』等機関誌復刻版）二卷三八四頁）
- ⑭ 「『配紙』一八八四（明治一七）年一月二二日。」（『宗法』等機関誌復刻版）二卷四四八頁）

- ⑭ 普通学について、一八七四(明治七)年五月の貫練場規定によれば、「外学」として、「英語」「地理」「史学」「算法」「物理」「博物」「習字」「作文」が置かれた。
- ⑮ 「配紙」(一八八四(明治一七)年一月二日)。(『宗法』等機関誌復刻版)二卷四四八頁)
- ⑯ 『本山報告』一〇号一八八六(明治一九)年六月一日。
- ⑰ 『宗法』等機関誌復刻版)三卷二二一―二二二頁)
- ⑱ 『本山報告』三四号。(『宗法』等機関誌復刻版)三卷三九五頁)
- ⑲ 「兼学部沿革概略」『本山報告』二八号一八八七(明治二〇)年一月一日。(『宗法』等機関誌復刻版)三卷三三四頁)。
- ⑳ 「清沢満之全集」(岩)六卷五五頁、一三九頁
- ㉑ 以上『清沢満之先生』一三九頁要約
- ㉒ 『本山事務報告』「号外」一八九四(明治二七)年七月五日。(『宗法』等機関誌復刻版)五卷一七頁)。文中「明治七年以来」の「制度」とは、明治七年十一月に出された「教学条例」を示していると思われる。
- ㉓ 『本山報告』一八九四(明治二七)年七月五日。(『宗法』等機関誌復刻版)五卷一八頁)
- ㉔ 「大学寮条例」第五条『本山事務報告』一八九四(明治二七)年七月五日。(『宗法』等機関誌復刻版)五卷二二頁)
- ㉕ 同
- ㉖ 一八九六(明治二九)年六月五日には、この「大学寮条

例」が廃止され「真宗大学条例」が出された。それによれば、真宗大学は本科が一部と二部に分けられ、さらに研究科が置かれた。その二部では「宗余乗ヲ教授シ且外国語ニ依リ哲学及近世科学ノ大綱其他須要ナル学科ヲ教授スル所トス」と規定されている。(『本山事務報告』明治一九年六月二五日)付

⑲ 『宗法』等機関誌復刻版)五卷四五二頁)

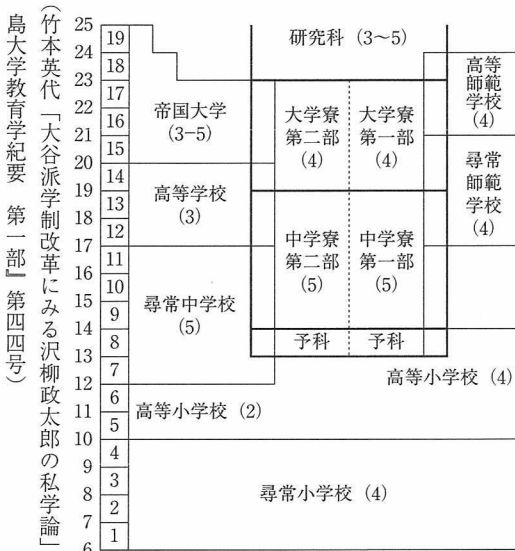
⑳ 「中学寮条例」第五条『本山事務報告』一八九四(明治二七)年七月五日。(『宗法』等機関誌復刻版)五卷二二三頁)

㉑ 「中学寮条例」第六条

㉒ なおこの組織について、当時の日本の学制と対照して図示すれば、次頁のようになる。

また、竹本は同論文において、次のような、当時の沢柳の僧侶養成に対する願いを紹介している。「これ(宗教)を發育して行く所の人、即ち吾々か通常申す宣教師と云ふもの、智識に於ては確かに我僧侶より高いと思ふ是が即ち現在基督教が彼の欧米の社会に於て相当の勢力を維持して行く所の大いなる原因であらうと思ひます。彼に於ては僧侶の資格を置いて居るのであります。即ち大学を卒業し―大学に於ける神学科と云ふものを卒業して、初めて基督教の宣教師たる資格が生ずる所以であるのであります。此仕組と云ふものが今日に於て尚基督教をして其命脈を維がしむる所以であらうかと思ひます。けれども此宗教家の職務―宗教家が人を教導して行くこと云ふ職務から考へて見ましたならば、どうしても一方に於てそれだけ智識の程度がなければならぬと考へるのであり

ます。我国に於きましても此仏教の勢力を大いに盛んにし、之れを維持しやうと云ふには、少なくとも其処に大体の目的を置かねばならぬことであらうと私は信じて居るものであります」(『沢柳政太郎全集』七卷三五五頁)



大谷派の学校系統図

(竹本英代「大谷派学制改革にみる沢柳政太郎の私学論」『広島大学教育学紀要 第一部』第四号)

- 29 『真宗大谷派宗門時言』四七七頁、一九〇〇(明治三三)年一〇月
- 30 同四七九頁
- 31 同四八〇頁

32 『清沢満之全集』(法) 五卷九九頁

33 『大谷中高等学校百年史』六一頁。

なお、このような理由のほかに、府立学校が私立学校になったことや、大学寮と中学寮が併設されることになったことに對する不満も、学生 の 不満であった。(『清沢満之先生』一六三—一六四頁取意)

34 恣意的な理由について、西村見暁は、佐々木月樵の『白河録』や井上豊忠の『座右録』によって、次のように述べている。「中学寮に藤井豁爾という先生があつた。この人は体育教師から出世した人であつて京都中学時代から既に校内に幹事として勢力を持つていた。ところが新学制になると、学校の枢機は改革派の人々によつて占められ、藤井氏は平教員の閑職に落ちた。氏はこれが不平でたまらなかつた。又執事渥美契縁氏に息子があつて名を契芳といつた。やはり中学寮の生徒であつた。父の威を借りて尊大無礼であつた。外の先生方は執事に遠慮して何も云わなかつたが、今川・稲葉の二先生は容赦なく叱られた。契芳はたいへんこれを怨んだ。この息子契芳の怨は母親の怨みであつたが、この渥美夫人が更に藤井氏との間に艶聞が伝えられていた。こゝに契芳・藤井の怨が渥美内室の怨恨となつて執事を動かしたのである。」

- 35 『清沢満之先生』一六三—一六四頁
- 36 『清沢満之全集』(法) 五卷百七頁
- 37 『建言書』について、寺川俊昭は次のようにまとめている。

「(一)二大事業の成った今日、教団の根本方針を挙げて教
学に置き、門末をしてその依る所を知らしめ、一大革新を為
せ、(二)その為寺務所の機構を改め、立法院を開設して立
法行政の別を厳にせよ、(三)執事の部長兼務を止め、専任
部長を置いて責任の所在を明らかにせよ」(「教団再興」「清
沢満之の研究」四三三頁)

③⑧ 「寺務所職制章程」「本山事務報告」二四号一八九五(明
治二八)年九月二八日。(「宗法」等機関誌復刻版)五卷三
二四―三二五頁)

③⑨ 「学事商議会条規第二条」「本山事務報告」二八号一八九
六(明治二九)年一月三〇日。(「宗法」等機関誌復刻版)
五卷三八〇頁)

④⑩ 「本山教学資金積立法」「本山事務報告」二八号一八九六
(明治二九)年一月三〇日。(「宗法」等機関誌復刻版)五
卷三八二―三八三頁)

④⑪ 一八九六(明治二九)年に法主に対して「伯爵」が授与さ
れると同時に、『明教雜誌』上に「伯爵法主の敗徳と補佐執
事の濫行」「不道徳の纏綿せる、明治時代の伏魔殿」「先ず法
主然り、執事然り、妻妾常に左右に侍り時としては一夜の豪
遊に幾百の黄金を消散」、「大谷光瑩法主、渥美契縁執事と云
ひば、或は日本仏教界不道徳を意味する代名詞たるものにあ
らざる無きか。」(『明教新誌』一八九六(明治二九)年一
月三〇日)という実態が暴露された。これは、二大事業の裏
に隠れた法主や渥美ら宗務当局の教団の私物化ということ以

外の何ものでもなかった。

④⑫ 「教界時言発行の趣旨」「清沢満之全集」第七卷(岩波書
店)五頁

④⑬ 同三頁

④⑭ 同四頁

④⑮ 同

④⑯ 同五頁

④⑰ 同四頁

④⑱ 「大谷派の有志者に檄す」同七頁

④⑲ 同七―八頁

④⑳ 同一〇頁

④㉑ 同一一頁

④㉒ 同一一頁

④㉓ 同一二頁

④㉔ 「教学資金に就て」同一四頁

④㉕ 「教学資金積立法趣意書」「本山事務報告」二八号一八九
六(明治二九)年一月三〇日。(「宗法」等機関誌復刻版)
五卷三八三―三八四頁)

④㉖ 「教学資金に就て」「教界時言」一号(一八九六(明治二
九)年一〇月三〇日)。「清沢満之全集」(岩)七卷一六頁

④㉗ 「清沢満之全集」(法)五卷一五七頁

④㉘ 「稲葉・沢柳宛手紙」「清沢満之全集」(法)五卷一五七頁

④㉙ 「清沢満之先生」一七七頁

④㉚ 「革新の要領」「教界時言」三号。「清沢満之全集」(岩)

七卷二三頁

- ⑥1 同
- ⑥2 同
- ⑥3 同
- ⑥4 同二五頁
- ⑥5 同二三、二四頁取意
- ⑥6 同二五頁／二七～三三頁
- ⑥7 『寺務所職制章程』四一条、一八九五(明治二八)年九月二〇日制定『本山事務報告』二四号(『宗法』等機関誌復刻版)五卷三三四頁)
- ⑥8 清沢は「末寺会議」について次のように述べている。(位置) 宗制寺法に根拠を有する立法機関。(権限) 条例案の議定及び発案に関する権限。財務に関する権限。行政各局部に對する権限。門末の建議又は請願を受理するの権限。法主に直接上申するの権限。(人員) 五〇～六〇名。(撰挙の方法) 複撰法、つまり各選挙区から一人に対して三人の候補者を公選し、その中の一人を選ぶ。(同三四～三八頁)
- ⑥9 『本山事務報告』一八九七(明治三〇)年二月二〇日。
- ⑦0 『宗法』等機関誌復刻版』五卷五七八頁)
- ⑦1 『本山事務報告』一八九七(明治三〇)年二月二〇日。
- ⑦2 『宗法』等機関誌復刻版』五卷五七九頁)
- ⑦3 『同
- ⑦4 『同
- ⑦5 『同
- ⑦6 『同
- ⑦7 『同
- ⑦8 『同
- ⑦9 『同
- ⑧0 『同
- ⑧1 『同
- ⑧2 『同
- ⑧3 『同
- ⑧4 『同
- ⑧5 『同
- ⑧6 『同
- ⑧7 『同
- ⑧8 『同
- ⑧9 『同
- ⑨0 『同
- ⑨1 『同
- ⑨2 『同
- ⑨3 『同
- ⑨4 『同
- ⑨5 『同
- ⑨6 『同
- ⑨7 『同
- ⑨8 『同
- ⑨9 『同
- ⑩0 『同
- ⑩1 『同
- ⑩2 『同
- ⑩3 『同
- ⑩4 『同
- ⑩5 『同
- ⑩6 『同
- ⑩7 『同
- ⑩8 『同
- ⑩9 『同
- ⑪0 『同
- ⑪1 『同
- ⑪2 『同
- ⑪3 『同
- ⑪4 『同
- ⑪5 『同
- ⑪6 『同
- ⑪7 『同
- ⑪8 『同
- ⑪9 『同
- ⑫0 『同
- ⑫1 『同
- ⑫2 『同
- ⑫3 『同
- ⑫4 『同
- ⑫5 『同
- ⑫6 『同
- ⑫7 『同
- ⑫8 『同
- ⑫9 『同
- ⑬0 『同
- ⑬1 『同
- ⑬2 『同
- ⑬3 『同
- ⑬4 『同
- ⑬5 『同
- ⑬6 『同
- ⑬7 『同
- ⑬8 『同
- ⑬9 『同
- ⑭0 『同
- ⑭1 『同
- ⑭2 『同
- ⑭3 『同
- ⑭4 『同
- ⑭5 『同
- ⑭6 『同
- ⑭7 『同
- ⑭8 『同
- ⑭9 『同
- ⑮0 『同
- ⑮1 『同
- ⑮2 『同
- ⑮3 『同
- ⑮4 『同
- ⑮5 『同
- ⑮6 『同
- ⑮7 『同
- ⑮8 『同
- ⑮9 『同
- ⑯0 『同
- ⑯1 『同
- ⑯2 『同
- ⑯3 『同
- ⑯4 『同
- ⑯5 『同
- ⑯6 『同
- ⑯7 『同
- ⑯8 『同
- ⑯9 『同
- ⑰0 『同
- ⑰1 『同
- ⑰2 『同
- ⑰3 『同
- ⑰4 『同
- ⑰5 『同
- ⑰6 『同
- ⑰7 『同
- ⑰8 『同
- ⑰9 『同
- ⑱0 『同
- ⑱1 『同
- ⑱2 『同
- ⑱3 『同
- ⑱4 『同
- ⑱5 『同
- ⑱6 『同
- ⑱7 『同
- ⑱8 『同
- ⑱9 『同
- ⑲0 『同
- ⑲1 『同
- ⑲2 『同
- ⑲3 『同
- ⑲4 『同
- ⑲5 『同
- ⑲6 『同
- ⑲7 『同
- ⑲8 『同
- ⑲9 『同
- ⑳0 『同
- ⑳1 『同
- ⑳2 『同
- ⑳3 『同
- ⑳4 『同
- ⑳5 『同
- ⑳6 『同
- ⑳7 『同
- ⑳8 『同
- ⑳9 『同
- ㉑0 『同
- ㉑1 『同
- ㉑2 『同
- ㉑3 『同
- ㉑4 『同
- ㉑5 『同
- ㉑6 『同
- ㉑7 『同
- ㉑8 『同
- ㉑9 『同
- ㉒0 『同
- ㉒1 『同
- ㉒2 『同
- ㉒3 『同
- ㉒4 『同
- ㉒5 『同
- ㉒6 『同
- ㉒7 『同
- ㉒8 『同
- ㉒9 『同
- ㉓0 『同
- ㉓1 『同
- ㉓2 『同
- ㉓3 『同
- ㉓4 『同
- ㉓5 『同
- ㉓6 『同
- ㉓7 『同
- ㉓8 『同
- ㉓9 『同
- ㉔0 『同
- ㉔1 『同
- ㉔2 『同
- ㉔3 『同
- ㉔4 『同
- ㉔5 『同
- ㉔6 『同
- ㉔7 『同
- ㉔8 『同
- ㉔9 『同
- ㉕0 『同
- ㉕1 『同
- ㉕2 『同
- ㉕3 『同
- ㉕4 『同
- ㉕5 『同
- ㉕6 『同
- ㉕7 『同
- ㉕8 『同
- ㉕9 『同
- ㉖0 『同
- ㉖1 『同
- ㉖2 『同
- ㉖3 『同
- ㉖4 『同
- ㉖5 『同
- ㉖6 『同
- ㉖7 『同
- ㉖8 『同
- ㉖9 『同
- ㉗0 『同
- ㉗1 『同
- ㉗2 『同
- ㉗3 『同
- ㉗4 『同
- ㉗5 『同
- ㉗6 『同
- ㉗7 『同
- ㉗8 『同
- ㉗9 『同
- ㉘0 『同
- ㉘1 『同
- ㉘2 『同
- ㉘3 『同
- ㉘4 『同
- ㉘5 『同
- ㉘6 『同
- ㉘7 『同
- ㉘8 『同
- ㉘9 『同
- ㉙0 『同
- ㉙1 『同
- ㉙2 『同
- ㉙3 『同
- ㉙4 『同
- ㉙5 『同
- ㉙6 『同
- ㉙7 『同
- ㉙8 『同
- ㉙9 『同
- ㉚0 『同
- ㉚1 『同
- ㉚2 『同
- ㉚3 『同
- ㉚4 『同
- ㉚5 『同
- ㉚6 『同
- ㉚7 『同
- ㉚8 『同
- ㉚9 『同
- ㉛0 『同
- ㉛1 『同
- ㉛2 『同
- ㉛3 『同
- ㉛4 『同
- ㉛5 『同
- ㉛6 『同
- ㉛7 『同
- ㉛8 『同
- ㉛9 『同
- ㉜0 『同
- ㉜1 『同
- ㉜2 『同
- ㉜3 『同
- ㉜4 『同
- ㉜5 『同
- ㉜6 『同
- ㉜7 『同
- ㉜8 『同
- ㉜9 『同
- ㉝0 『同
- ㉝1 『同
- ㉝2 『同
- ㉝3 『同
- ㉝4 『同
- ㉝5 『同
- ㉝6 『同
- ㉝7 『同
- ㉝8 『同
- ㉝9 『同
- ㉞0 『同
- ㉞1 『同
- ㉞2 『同
- ㉞3 『同
- ㉞4 『同
- ㉞5 『同
- ㉞6 『同
- ㉞7 『同
- ㉞8 『同
- ㉞9 『同
- ㉟0 『同
- ㉟1 『同
- ㉟2 『同
- ㉟3 『同
- ㉟4 『同
- ㉟5 『同
- ㉟6 『同
- ㉟7 『同
- ㉟8 『同
- ㉟9 『同
- ㊱0 『同
- ㊱1 『同
- ㊱2 『同
- ㊱3 『同
- ㊱4 『同
- ㊱5 『同
- ㊱6 『同
- ㊱7 『同
- ㊱8 『同
- ㊱9 『同
- ㊲0 『同
- ㊲1 『同
- ㊲2 『同
- ㊲3 『同
- ㊲4 『同
- ㊲5 『同
- ㊲6 『同
- ㊲7 『同
- ㊲8 『同
- ㊲9 『同
- ㊳0 『同
- ㊳1 『同
- ㊳2 『同
- ㊳3 『同
- ㊳4 『同
- ㊳5 『同
- ㊳6 『同
- ㊳7 『同
- ㊳8 『同
- ㊳9 『同
- ㊴0 『同
- ㊴1 『同
- ㊴2 『同
- ㊴3 『同
- ㊴4 『同
- ㊴5 『同
- ㊴6 『同
- ㊴7 『同
- ㊴8 『同
- ㊴9 『同
- ㊵0 『同
- ㊵1 『同
- ㊵2 『同
- ㊵3 『同
- ㊵4 『同
- ㊵5 『同
- ㊵6 『同
- ㊵7 『同
- ㊵8 『同
- ㊵9 『同
- ㊶0 『同
- ㊶1 『同
- ㊶2 『同
- ㊶3 『同
- ㊶4 『同
- ㊶5 『同
- ㊶6 『同
- ㊶7 『同
- ㊶8 『同
- ㊶9 『同
- ㊷0 『同
- ㊷1 『同
- ㊷2 『同
- ㊷3 『同
- ㊷4 『同
- ㊷5 『同
- ㊷6 『同
- ㊷7 『同
- ㊷8 『同
- ㊷9 『同
- ㊸0 『同
- ㊸1 『同
- ㊸2 『同
- ㊸3 『同
- ㊸4 『同
- ㊸5 『同
- ㊸6 『同
- ㊸7 『同
- ㊸8 『同
- ㊸9 『同
- ㊹0 『同
- ㊹1 『同
- ㊹2 『同
- ㊹3 『同
- ㊹4 『同
- ㊹5 『同
- ㊹6 『同
- ㊹7 『同
- ㊹8 『同
- ㊹9 『同
- ㊺0 『同
- ㊺1 『同
- ㊺2 『同
- ㊺3 『同
- ㊺4 『同
- ㊺5 『同
- ㊺6 『同
- ㊺7 『同
- ㊺8 『同
- ㊺9 『同
- ㊻0 『同
- ㊻1 『同
- ㊻2 『同
- ㊻3 『同
- ㊻4 『同
- ㊻5 『同
- ㊻6 『同
- ㊻7 『同
- ㊻8 『同
- ㊻9 『同
- ㊼0 『同
- ㊼1 『同
- ㊼2 『同
- ㊼3 『同
- ㊼4 『同
- ㊼5 『同
- ㊼6 『同
- ㊼7 『同
- ㊼8 『同
- ㊼9 『同
- ㊽0 『同
- ㊽1 『同
- ㊽2 『同
- ㊽3 『同
- ㊽4 『同
- ㊽5 『同
- ㊽6 『同
- ㊽7 『同
- ㊽8 『同
- ㊽9 『同
- ㊾0 『同
- ㊾1 『同
- ㊾2 『同
- ㊾3 『同
- ㊾4 『同
- ㊾5 『同
- ㊾6 『同
- ㊾7 『同
- ㊾8 『同
- ㊾9 『同
- ㊿0 『同
- ㊿1 『同
- ㊿2 『同
- ㊿3 『同
- ㊿4 『同
- ㊿5 『同
- ㊿6 『同
- ㊿7 『同
- ㊿8 『同
- ㊿9 『同

名を特選する、という選挙法。なお執事の人選については、門末の中から約百名の智徳ある僧侶を選び、これらの人々をして渥美を除いて、門末興望の帰する人材を選んで執事にする、というものであった。以上「革新の要領」趣意。

⑧⑧ 「大谷派宗政の革新」『清沢満之全集』(岩)七卷六四頁

⑧⑨ 同六一二頁

⑨⑩ 同六一二頁

(本学助教授 真宗学)

〈キーワード〉 沢柳政太郎、育英教授、大谷派